

Ryukoku University



令和4年度学生支援担当職員研修 「教職課程業務に関する研修」

教職課程の変更届作成、教育課程の見直しの際の注意点

2022年9月16日

社会学部教務課 小野 勝士

1. 概要＜研修要項より＞

- 変更届の概要（必要な提出書類、書類の提出時期、どの学年まで届出が必要か）
- 新旧対照表作成にあたっての注意点（授業科目関係・教員関係）
- 想定される具体的な変更事例に基づくケーススタディなどを過去の实地視察の指摘事項やトラブル事例をもとに解説する。

2. 到達点

変更届に関する基本的な考え方や教育課程変更時に押さえるべき点を理解することができる。

1. 変更届の概要

< 1 > 届出が必要な場合

< 2 > 届出の書類

< 3 > どの学年の変更届が必要か

< 4 > 変更届新旧対照表の作成数

< 5 > 変更届の作成が完結したといえる 3 要素

2. 新旧対照表作成にあたっての注意点

< 1 > 授業科目関係

< 2 > 教員関係

3. 専任教員を変更する場合の基本的な考え方

4. 情報共有・情報収集の工夫

5. まとめ

1. 変更届の概要

■ 授業科目関係の変更

- ①新設、②廃止、③単位数、④履修方法

■ 教員関係の変更

- ①担当に専任教員を追加
- ②兼任教員or兼任教員から専任教員に担当を変更する
- ③専任教員を担当から外す
- ④専任教員から兼任教員or兼任教員に担当を変更する
- ⑤専任教員の職位の変更
- ⑥専任教員の氏名変更

翌年度はたまたま担当しないだけというのは変更該当しない。

■ どの変更についても必要

- ① かがみ
- ② 変更内容一覧表
- ③ 理由書（様式任意）
- ④ 新旧対照表

■ 変更内容に応じて必要

- ① シラバス・・・新設の場合は必ず必要。単位数・履修方法の変更の場合は授業内容に変更がある場合のみ必要。
- ② 履歴書・教育研究業績書・・・教職専門科目・特別支援教育に関する科目に専任教員の追加・変更の場合のみ必要。

< 3 > どの学年の変更届が必要か

学生の在学状況 〈4年制大学〉 (2023年度時点)

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
課程	旧課程				新課程			
学年	8	7	6	5	4	3	2	1



2023年度に確実に在学する学生

この学生が離籍するまで変更届は必要

新課程：授業科目関係・教員関係の変更があった場合は届出が必要（ただし、取下届を提出した課程については不要）。

旧課程：授業科目関係の変更があった場合のみ届出が必要（ただし、取下届を提出した課程については不要）。

< 4 > 変更届新旧対照表の作成数

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
課程	旧課程			新課程				
学年	8	7	6	5	4	3	2	1

- 新課程と旧課程それぞれ、カリキュラムが1つしかない場合は、新課程、旧課程の変更届はそれぞれ1パターンを作成する。
 - カリキュラムが次のように分かれている場合はその数だけ変更届を作成する。ただし、教員関係の変更のみの場合であれば旧課程の届出は不要。
- ①2016年度、②2017・2018年度、③2019～2021年度、④2022年度、⑤2023年度

- ① 変更届は変更前に提出
- ② 変更届を正確に作成
 - ・ 形式面（下線を引く部分等書き方）
 - ・ 内容面（法令違反になっていないかどうか）
- ③ 変更届の内容が正確に反映されているかの確認

◆作成した変更届が本当に基準を満たしているのか？

◆変更届の変更内容を反映させる学生要覧・教務システムへの対応ができてしているのか？

→変更届の作成者・学生要覧の作成者・教務システム設定の担当者の連携、それを俯瞰できる人が必要。

→担当者まかせになっており組織的なチェックができていない可能性あり。

① 変更届は変更前に提出

あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

(免許法施行規則第 2 1 条第 2 項)

→年度初め・学期初めから変更することが一般的なので、前年度末・新学期前に提出する。期中での専任教員の退職等による変更が生じたときは随時提出する。

→事前提出が法令の規定であるが、唯一の例外として教育実習特例により科目新設を行う場合は事後でもよいとされている。(2020/8/28事務連絡)

① 変更届は変更前に提出

教職課程認定大学等実地視察（文部科学省ウェブサイトより）

教職課程認定大学等実地視察は、教職課程認定大学実地視察規程(平成13年7月19日教員養成部会決定)及び指定教員養成機関実地視察規定（平成24年2月15日教員養成部会決定）に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の認定を受けた大学等について、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することを目的としています。



The screenshot shows the official website of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). The page is titled "認定大学等実地視察について" (About Designated University Practical Inspection). It provides information on the inspection process for teacher education courses, including a list of links for each year from Heisei 22 to Reiwa 3. The page also includes a navigation menu at the top and a search bar.

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

検索

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等 > 大学で教員免許課程を修めるには？ > 認定大学等実地視察について

認定大学等実地視察について

教職課程認定大学等実地視察は、教職課程認定大学実地視察規程(平成13年7月19日教員養成部会決定)及び指定教員養成機関実地視察規定(平成24年2月15日教員養成部会決定)に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の認定を受けた大学等について、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することを目的としています。

- 令和元年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成30年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成29年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成28年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成27年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成26年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成25年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成24年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成23年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成22年度教職課程認定大学等実地視察について

お問合せ先

総合教育政策局教育人材政策課

(総合教育政策局教育人材政策課)

① 変更届は変更前に提出

実地視察報告書より

- 教職課程は教員免許状という資格を取得させる課程であり、個別の授業科目が教員養成部会によって審査された上で文部科学大臣による認定を受けていることから、教育課程等の変更等にあたっては、法令に定める手続きに則り、あらかじめ文部科学大臣への届出を行うこと。
- 教育職員免許法施行規則第 21 条第 2 項に定めるとおり、教職課程の認定を受けた大学の設置者は、その教育課程を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣へ届け出る必要がある。しかしながら、長期間に渡って変更届の提出がされていない課程があることが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、手続面も含め教職課程を点検する全学的な組織及び体制を充実し、継続するよう努めていただきたい。
- 調査票や変更届等における書類作成の不備などが著しく、法令で義務付けられている内容が適切に実施されているかどうかの確認が困難を極めるなど、国民から教員養成を委ねられた大学としての姿勢が根本から問われざるを得ない。申請書、変更届、学力に関する証明書の作成、シラバスの確認等について、総括的に把握し教員養成を支える事務組織を確立し、高度専門職としての教員養成にふさわしい充実した組織・体制となるように全力で取り組んでいただきたい。

① 変更届は変更前に提出

届出漏れの問題点

届出を行わないと教職課程の科目という属性を付与することができない。

▼免許法第5条別表第1備考第五号イ

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

※第三欄に定める科目とは旧法では「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」「養護又は教職に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」「栄養に係る教育又は教職に関する科目」を指す。新法では「教科及び教職に関する科目」「養護及び教職に関する科目」「栄養及び教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」を指す。免許法施行規則第66条の6に定める科目は含まれない。

② 変更届を正確に作成

- ・ 内容面（法令違反になっていないかどうか）

実地視察報告書より

平成30年度入学生に適用する教職課程について、教職課程の変更を行った結果、教育職員免許法に定める最低修得単位数を満たす科目が開設されていない状況となっていたことが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていただきたい。

2. 新旧対照表作成にあたっての注意点

< 1 > 授業科目関係

- ①最低修得単位数を下回っていないか。
- ②一般的包括的内容を含む科目・含む事項を含む科目（いわゆる必修科目・選択必修科目）が修得できる変更か。
（たまに必修科目がなくなっている場合がある）
- ③科目開設ルールに反していないか（共通開設、他学科等開設の利用上限違反）

< 2 > 教員関係

- ①必要最低教員数を下回っていないか。
- ②教授は1名配置されているか。
- ③共通開設できない課程・科目同士で専任教員の重複はないか。

①最低修得単位数を下回っていないか。

■ 実地視察報告書より

- 平成30年度入学生に適用する教職課程について、教職課程の変更を行った結果、教育職員免許法に定める最低修得単位数を満たす科目が開設されていない状況となっていたことが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていただきたい。

■ 日頃からの対応

- 科目を変更すると一報が入った場合、資格課程に影響がないかということを確認する。
- 科目を変更する場合は、事前に一報をもらう。

③共通開設できない課程・科目同士で専任教員の重複はないか。

■実地視察報告書より

- 専任教員は、教科に関する科目と教職に関する科目各々に同一教員を含めることはできないため、確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。
- 教職課程認定基準において、専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うこととされているが、両方の科目で専任教員として位置付けられている教員がいるように見受けられた。確認の上、適正な配置を行うこと。

■日頃からの対応

- 共通開設の基準を理解する。
- 教職専門科目と教科専門科目の変更届の管理を別部署で行っている場合、両方の科目を担当する専任教員をどちらの科目で専任カウントするかの確認をする。

3. 専任教員を変更する場合の基本的な考え方

☆手引き別冊37頁（No.88）

Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後4年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状態を示すのか。

A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば4年間、短期大学であれば2年間）を計画的に記載することとなる。

◆変更届が適用される学年について責任をもつ専任教員は誰かという観点で考える。

◆次の年は急遽担当者変更ということであっても、翌年度以降元の教員が担当するというのであれば変更は不要。

専任教員を変更する場合の基本的な考え方

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表															
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局				担当者					
設置者名		〇〇〇〇				電話番号									
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号									
						e-mail									
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考					
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。					
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免 (社会)		—							
施行規則に定める科目区分等			新				旧				変更内容等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目		単位数	共通開設	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目			単位数	共通開設	専任教員 氏名・職名	履修方法
					必							選			
	日本史・外国史		日本史概論	2	高(地歴)	同	〇〇〇〇教授		日本史概論	2	高(地歴)	同	〇〇〇〇教授	新設 廃止	
			外国史概論	2	高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)		外国史概論	2	高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)		
			日本史 I	2			(〇〇〇〇教授)		日本史 I	2			(〇〇〇〇教授)		
			歴史	2	中	他			2			(〇〇〇〇教授)		

☆再課程認定質問回答集（No.455）

Q 従前から担当している教員が、平成30年度もしくは平成31年度にたまたま海外研修（サバティカル）や育児休暇等の取得が予定されている場合、様式第2号の表記をどのようになるか。またそれに伴って一時的に別の教員が担当する場合、様式第2号の記載や様式第4号の提出は必要か。

A 手引き（平成30年度開設用）のQ & Aに記載のとおり、サバティカル研修等で一時的に大学にいない場合においても、教育課程表上においては専任教員数に含めることが可能であるため、当該教員が引き続き同科目の担当である場合においては新旧対照表上の「旧」「新」いずれにもその氏名を記載する。

ケーススタディ 1

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表															
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)					担当部局				担当者				
設置者名		〇〇〇〇					電話番号								
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇					FAX番号								
							e-mail								
教育課程を変更する学科等	新	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)			令和〇〇年度	備考					
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—			令和〇〇年度	令和〇〇年度入学生より適用する。					
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免 (社会)			—						
施行規則に定める科目区分等		新					旧					変更内容等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設	専任教員	履修方法	授業科目	単位数		共通開設		専任教員	履修方法	
			必	選					学校種	学科					氏名・職名
	日本史・外国史	日本史概論	2		高(地歴)	同	〇〇〇〇教授		日本史概論	2		高(地歴)	同	〇〇〇〇教授	新設 廃止
		外国史概論	2		高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)		外国史概論	2		高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)	
		日本史 I	2				(〇〇〇〇教授)		日本史 I	2				(〇〇〇〇教授)	
		歴史	2		他				2				(〇〇〇〇教授)	

「日本史概説」担当のA教授は、令和5（2023）・令和6（2024）年度は学部長を務めるため、授業担当から外れる。そのため、令和5（2023）・令和6（2024）年度は非常勤講師Bの担当とする。なお、令和7（2025）年度以降はM教授が担当する。

ケーススタディ 2

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表													
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)					担当部局						
設置者名		〇〇〇〇					電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇					FAX番号						
							e-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)			新学期等の適用年度		備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—			令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免 (社会)			—				
施行規則に定める科目区分等			新					旧					変更内容等
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	単位数	共通開設	専任教員	履修方法	授業科目	単位数	共通開設	専任教員	履修方法	
			必 選	学校種	学科	氏名・職名			必 選	学校種	学科	氏名・職名	
		日本史・外国史	2	高(地歴)	同	〇〇〇〇教授		日本史概論	2	高(地歴)	同	〇〇〇〇教授	新設 廃止
			2	高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)		外国史概論	2	高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)	
			2			(〇〇〇〇教授)		日本史 I	2			(〇〇〇〇教授)	
			2	他	他			2			(〇〇〇〇教授)	

「外国史概説」はこれまでC教授が担当してきたが、令和5（2023）年度からは隔年で担当者を変更することとした。具体的には次のとおりである。

令和5（2023）・令和7（2025）年度：D非常勤講師

令和6（2024）・令和8（2026）年度：C教授

ケーススタディ 3

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表															
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)					担当部局				担当者				
設置者名		〇〇〇〇					電話番号								
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇					FAX番号								
							e-mail								
教育課程を変更する学科等	新	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)			新学則等の適用年度		備考				
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—			令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。				
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免 (社会)			—						
施行規則に定める科目区分等		新					旧					変更内容等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数		共通開設		専任教員 氏名・職名	履修方法	
			必	選					学校種	学科					必
	日本史・外国史	日本史概論	2		高(地歴)	同	〇〇〇〇教授		日本史概論	2		高(地歴)	同	〇〇〇〇教授	新設 廃止
		外国史概論	2		高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)		外国史概論	2		高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)	
		日本史 I	2				(〇〇〇〇教授)		日本史 I	2				(〇〇〇〇教授)	
		歴史	2		他				2				(〇〇〇〇教授)	

「日本史 I」はE教授が担当している。受講者数が多いため、令和5（2023）年度から2クラス開講とし、もう1クラスはF非常勤講師が担当する。

4. まとめ

4. まとめ

1. 科目を変更するという事に敏感になる
 - 教職に限らず資格課程の科目の場合、影響がないか？
2. 1つの変更が複数の業務担当者間に関係するという認識をもつ
 - 変更届・学生要覧・システム設定の担当の連携、それを俯瞰する人
3. 科目の管轄が複数部署にまたがる場合（教職専門科目と教科専門科目の管轄が別の場合）、教職と教科の両方の科目を担当する専任教員をどちらの科目で専任カウントするかの確認をする。
4. 免許状取得者の少ない学部と多い部局の教職課程に関する温度差の調整
免許状取得者の少ない課程については見落としがちになる（特に大学院）
 - とりまとめ部署が気にかける姿勢

つまるところ一定の知識は必要なものの教職員間のコミュニケーション・風通しの良さがミスを防ぐ。



**RYUKOKU
UNIVERSITY**